

元経営第3263号
令和2年3月30日

東京都農林水産部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱第3の2の(1)の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものについて

担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱(平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知)第3の2の(1)の規定に基づき農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものを別添のとおり定めたので、通知する。

なお、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱第3の2の(1)のウの農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものについて(令和元年7月2日付け元経営第571号農林水産省経営局金融調整課長通知)は、廃止する。

